

平成21年度から市営住宅の制度が変わります

平成21年4月から公営住宅法の一部が改正され、市営住宅に入居できる条件や入居後の家賃制度が見直されます。今回の見直しは、阿蘇市だけに限らず、法改正による全国的な見直しとなっています。

【改正の内容】

○公営住宅に申し込み可能な所得月額上限が引き下げられます

一般世帯で所得月額の上限が従来の20万円から15万8千円へ（収入区分が4までの方）。裁量階層世帯で所得月額の上限が26万8千円から21万4千円へ（収入区分が6までの方）。※裁量階層世帯とは、就学前の子育て世帯・障害者含世帯等

○家賃算定基準が変わります

左表のとおり、家賃算定基準となる所得区分が変わります。区分が上昇することにより昨年度と同じ所得月額でも家賃が高くなる場合があります。

○収入超過及び高額所得者基準の引き下げ

昨年度と同じ所得月額でも、収入超過者や高額所得者に該当することがあります。

| 旧 | 所得月額の区分 | | 新 |
|-------------|---------|-----------|-------------|
| 397,000を超える | 高額所得 | | 313,000を超える |
| 397,000まで | 8 | | 313,000まで |
| 322,000まで | 7 | | 259,000まで |
| 268,000まで | 6 | | 214,000まで |
| 238,000まで | 5 | | 186,000まで |
| 200,000まで | 4 | | 158,000まで |
| 178,000まで | 3 | | 139,000まで |
| 153,000まで | 2 | | 123,000まで |
| 123,000まで | 1 | 104,000まで | |

問い合わせ先
建設課 ☎22-3187

＜暴力団員による市営住宅への入居制限内容＞

- ・入居者の資格
入居申込者及び同居予定者が暴力団員であった場合、入居資格を認めない。
- ・同居承認
同居しようとするものが暴力団員である場合同居を認めない。
- ・入居承継
承継者が暴力団員である場合承継を認めない。
- ・明け渡し請求
入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合明け渡しを請求する。

＜阿蘇警察署と市の協定の主な概要＞

相互にその必要性があると判断した場合に、情報及び意見の聴取を行う。
事務遂行の過程で、当該暴力団員等から、何らかの圧力を受けた場合警察と連携し対応する。

暴力団員の市営住宅への入居は認めません！ ～阿蘇警察署と協定結ぶ～

公営住宅で、暴力団員の不法・不当行為による周辺への被害が全国的に発生していることや暴力団員を困窮する者として入居させることは、公営住宅の趣旨に反することから、国の方針として公営住宅における暴力団排除が求められています。本市でも住民安全を確保するため、阿蘇市営住宅条例を一部改正し、また、阿蘇警察署と「暴力団員による市営住宅への入居制限に関する協定書」を締結しました。



協定書に署名する吹原署長と佐藤市長